

「県北広域産業力強化促進事業費補助金」令和5年度認定対象事業第2次公募要領

岩手県では、県北広域に工場又は事業所（以下「工場等」といいます。）を有する中小企業者が行う生産性の向上等に資する設備（機械又は装置）の導入を支援するため、「県北広域産業力強化促進事業費補助金」を実施することとしており、以下のとおり認定対象事業を公募します。

1 事業の目的

県北広域において産業競争力の強化や若者等の地元定着を図るため、県北広域に工場等を有する中小企業者が、生産性の向上等に資する設備導入（当該設備導入に付随して行う研究開発を含みます。）を行う場合に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助対象企業

県北広域に工場等を有する中小企業者で、当該工場等において次に掲げるいずれかの業種の事業を営むものを補助対象者とします。

※ ただし、同一事業者による本補助金の利用は、通算3回までとします。

- (1) 製造業（日本標準産業分類大分類Eに分類される事業）
- (2) ソフトウェア業（日本標準産業分類小分類番号 391 に分類される事業）
- (3) 自然科学研究所（日本標準産業分類小分類番号 711 に分類される事業）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県北広域における産業競争力の強化や労働力の確保に資する業種として県が認めるもの

※ 日本標準産業分類大分類A（農業、林業）、B（漁業）、S（公務）及びT（分類不能の産業）に分類されるものを除きます。ただし、植物工場であって、飲食料品の原料供給を主たる目的とするものについては対象とします。

◆ 県北広域：

久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町をいいます。

◆ 中小企業者：

次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業及び小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 3 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 4 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 補助対象事業

県北広域に所在する工場等において、次の全てに該当する設備導入を行う事業を補助対象事業とします。

なお、市町村を通じた補助となることから、応募に際し、あらかじめ市町村長の同意を得ていただく必要があります。（応募書類として、市町村長の同意書を提出していただきます。）

(1) 実施しようとする設備導入の内容が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 生産性の向上を図るもの

- 《例》・ 生産ラインや生産オペレーションの改善を図ることを目的とするもの
- ・ 現在外注している業務の内製化を図ることを目的とするもの
 - ・ 在庫管理の効率化を図ることを目的とするもの
 - ・ 作業従事者の肉体的負担・心理的負担の軽減を図ることを目的とするもの

イ 技術力の向上を図るもの

- 《例》・ 最先端又は最新モデルの生産設備を導入するもの
- ・ 高性能の試験研究設備を導入するもの

ウ 新分野進出・新たなサービス展開を図るもの

- 《例》・ 従来の事業分野において、新たな種類の製品の開発を図ることを目的とするもの
- ・ コア技術を利用して、従来と異なる事業分野の企業との協業を図ることを目的とするもの
 - ・ 加工残渣を利用して、新たな種類の製品の開発を図ることを目的とするもの

エ 製品・サービスの付加価値を高めるもの

- 《例》・ 自社ブランドの構築を図ることを目的とするもの
- ・ 地域資源の活用を図ることを目的とするもの
 - ・ 生産設備の内製化を図ることを目的とするもの
 - ・ リードタイムの短縮を図ることを目的とするもの
 - ・ 前後工程の取り込みや、一貫生産体制の構築を図る取組

オ サプライチェーンの強化に資するもの

- 《例》・ 県南広域など県内の他地域に立地する企業との協業や取引拡大を図ることを目的とするもの
- ・ 八戸圏域など隣県の近接地域に立地する企業との協業や取引拡大を図ることを目的とするもの
 - ・ 部品や材料の汎用化や共通化による総点数の削減を図ることを目的とするもの
 - ・ 大規模災害発生時における生産停止や減産のリスクの低減を図ることを目的とするもの

(2) 補助対象経費の合計が1,000万円以上であること。

※ 設備・工具・器具の購入等に要する経費については、固定資産税（償却資産）の申告対象として取得価額に算入されるものに限り、いわゆる「少額の減価償却資産」に該当する場合、補助対象経費として認められません。

(3) 設備導入に係る事業に伴う新規雇用者（常用雇用者）の数が3人以上であり、かつ、設備導入後の常用雇用者の数が3人以上増加すること。

※ 常用雇用者とは、次の要件を全て満たす雇用者（当該工場等の従業員）をいいます。

- ア 県内居住者であること。
- イ 雇用期間の定めがないこと。
- ウ 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となっていること。

4 事業期間

(1) 認定申請期限

この公募において事業が採択された企業は、事業着手日（「補助対象経費の支出に係る契約を締結する日」と「新規雇用者の採用日」とのいずれか早い日）の30日前の日までに、対象工場等の所在する市町村長に補助対象事業の認定申請を行うものとします。ただし、認定申請は、令和6年2月29日（木）を期限とします。

※ 市町村から認定を受けた日以降でなければ、事業に着手することはできません。

(2) 事業完了期限

上記の認定を受けた企業（認定企業）は、令和7年12月末日までに、設備導入（これに伴う支出を含みます。（3）において同じ。）を完了するとともに、3（3）に掲げる雇用要件を充足するものとします。

(3) 交付申請期限

認定企業は、事業完了日（「設備導入を完了した日」と「雇用要件を充足した日」とのいずれか遅い日）から30日以内に、市町村に補助金の交付申請を行うものとします。ただし、補助金の交付申請は、令和8年1月30日（金）を期限とします。

5 補助対象経費

補助対象事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。ただし、市町村長から認定を受けた日以前に事業に着手したものについては、補助対象外としますので、御留意ください。

経 費	内 容
(1) 設備導入費	設備の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※ 固定資産税の申告対象となるものに限ります。
(2) 工具器具費	工具又は器具の購入、製作、改良、借用若しくは修繕に要する経費 ※ 固定資産税の申告対象となるものに限ります。
(3) 原材料費	補助事業に必要な試作品の開発等に使用する原材料及び副資材の購入に要する経費
(4) 技術指導費	設備導入に必要な技術的な助言及び指導並びに労務の提供を外部から受けるために要する経費
(5) 教育研修費	設備等の整備及び研究開発に必要な教育研修の実施に要する経費
(6) 委託費	補助事業に必要な原材料の再加工、設計、分析及び検査等の外部への委託に要する経費
(7) 運搬費	設備導入に必要な運搬料、保管料、郵便料金等の支出に要する経費
(8) 工事費	設備導入に伴う工事に要する経費 ※ 設備導入に伴うものであり、かつ、固定資産税の申告対象となるものに限ります。
(9) その他、知事が特に必要と認める経費	

備考1 消費税及び地方消費税は、補助対象外となります。

2 他の事業に流用できるような汎用性の高いもの（例：一般の家庭用電気機械器具、パーソナルコンピュータ、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等）の購入に要する経費は、原則として補助対象外となります。

6 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）
- (2) 補助限度額：1事業者1件当たり1,000万円（県：500万円、市町村：500万円）

7 認定対象事業の採択に係る審査方法及び審査のポイント

認定対象事業の採択は、県の審査会における審査結果を踏まえ、県及び市町村の予算の範囲内で、県施策等との関係を考慮して行います。よって、応募事業の内容が前述の各種要件を満たしたものであっても、適用する補助率（補助金交付額）を減ずる場合や、認定対象事業として採択されない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

また、採択に当たって、条件を付す場合がありますので、併せて御了承願います。

<審査のポイント>

【事業化面】

次のいずれの要件にも該当するものであるか。

- (1) 事業実施のための体制や最近の財務状況等から、補助事業が適切に遂行できると期待できるか。
- (2) 市場ニーズ、ユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。
- (3) 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。

【政策面】

県北広域の産業競争力の強化に資する設備導入であり、次のいずれかにおいて県北広域のモデル事例となり得る取組であるか。

- (1) 生産性の向上を図るもの
- (2) 技術力の向上を図るもの
- (3) 新分野進出・新たなサービス展開を図るもの
- (4) 製品・サービスの付加価値を高めるもの
- (5) サプライチェーンの強化に資するもの

【雇用面】

設備導入に伴う新規雇用の計画が、県北広域の産業競争力の強化に資するもの又は若者等の県北広域への定着に資するものであるか。

- 《例》・ 県北広域や八戸圏域に所在する高校、大学等の新卒者又は既卒者の採用を計画している。
- ・ 県、市町村等によるU I J ターン促進に係る事業を活用し、若年層のU I J ターン希望者の採用を計画している。
 - ・ 理系大学院修了者など、高度技術人材の採用を計画している。

8 スケジュール（予定）

① 認定対象事業の公募 【中小企業者⇒県】	令和5年12月19日（火）～令和6年1月31日（水）午後5時
② 認定対象事業の採択通知 【県⇒中小企業者】	令和6年2月中旬（変更となる場合があります）
③ 認定申請 【中小企業者⇒市町村】	採択後、事業着手日の30日前まで （ただし、令和6年2月29日（木）を期限とします）
④ 認定通知 【市町村⇒中小企業者】	認定申請から概ね1か月以内 （令和6年3月29日（金）までに認定）
⑤ 認定事業の実施 【中小企業者】	認定後に着手し、令和7年12月末までに完了
⑥ 補助金交付申請 【中小企業者⇒市町村】	事業完了日から30日以内 （ただし、令和8年1月30日（金）を期限とします）
⑦ 補助金交付決定 【市町村⇒中小企業者】	交付申請から概ね1～2か月以内
⑧ 補助事業の完了確認検査 【市町村⇒中小企業者】	市町村の定めるところによります
⑨ 補助金交付請求 【中小企業者⇒市町村】	市町村の定めるところによります
⑩ 補助金の支出 【市町村⇒中小企業者】	市町村の定めるところによります （交付請求から概ね1～2か月以内）

9 応募書類の提出

(1) 提出書類（各1部）

- ア 応募申請書（別添様式1）
- イ 事業計画書（別添様式2）
- ウ 決算書（直近3期分）の写し
- エ 会社概要資料（パンフレット等）
- オ 事業費の根拠を証する書類（見積書の写し、カタログの写し等）
- カ 市町村長の同意書（別添様式3）

※1 書類はA4判に片面印刷し、ダブルクリップ留めしてください。

（ステープラー（ホッチキス）留めは不可とします。）

2 提出された書類等は返却いたしませんので、御了承ください。

3 提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(2) 提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時必着

(3) 提出先

郵送、持参又はメールにより提出してください。

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室（企業立地推進担当）

所在地：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号（県庁舎2階）

メールアドレス：AE0004@pref.iwate.jp

郵送の場合、封筒の表に「県北広域産業力強化促進事業費補助金 応募書類在中」と朱書きしてください。

【重要】「市町村長の同意書」の取得に係る手続について

応募予定企業が「市町村長の同意書」を取得しようとする場合、同意依頼書（別添様式4）に応募書類（成案）の写しを添えて、令和6年1月19日（金）午後5時までに、以下の提出先に郵送又は直接持参により提出してください。

同意依頼書の提出を受けた市町村においては、原則として同意依頼書の受領から10日以内に同意の可否を判断の上、同意すべきものと認められた場合には、応募予定企業へ同意書を送付します。（同意しない場合においても、その旨通知します。）

なお、応募予定企業は、応募しようとする内容について、市町村役場（提出先）に対して事前相談を行うようお願いいたします。

《提出先（事前相談先）》

市町村	部 署	所在地
久慈市	企業立地港湾部 企業立地課 (企業立地雇用対策係)	〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 (市役所本庁舎3階) [電話：0194-75-3891]
二戸市	産業振興部 商工観光流通課 (商工流通係)	〒028-6103 二戸市石切所荷渡6番3号 (県二戸地区合同庁舎5階) [電話：0195-43-3213]
普代村	農林商工課 (商工係)	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋13番地 (村役場庁舎2階) [電話：0194-35-2115]
軽米町	産業振興課 (商工観光担当)	〒028-6302 軽米町大字軽米10番地85 (町役場庁舎2階) [電話：0195-46-4746]
野田村	産業振興課 (農林水産商工班)	〒028-8201 野田村大字野田第20地割14番地 (村役場庁舎1階) [電話：0194-78-2926]
九戸村	I J U戦略室	〒028-6502 九戸村大字伊保内第10地割11番地6 (村役場庁舎3階) [電話：0195-42-2111 (村代表)]
洋野町	特定政策推進室 (特定政策推進係)	〒028-7995 洋野町種市第23地割27番地 (町役場種市庁舎2階) [電話：0194-65-2102]
一戸町	産業部 商工観光課	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24番地9 (町役場庁舎2階) [電話：0195-33-2111 (町代表)]

10 補助金の支出

「8 スケジュール（予定）」に記載のとおり、補助金の交付請求は、市町村による補助事業の完了確認検査を経た上で行っていただくこととなり、補助金の支出は当該交付請求を受けて市町村から行われることとなります。（補助対象経費の支出については、補助事業者において自己資金、借入金等により行っていただくこととなります。）

11 認定企業（交付決定後にあつては補助事業者）の義務

本事業の認定・交付決定を受けた場合には、以下の条件を遵守していただきます。

- (1) 認定を受けた後、経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合（市町村長が定める軽微な変更を除きます。）又は認定事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に市町村長の承認を得なければなりません。
- (2) 認定事業が予定期間内に完了しない場合又は認定事業の遂行が困難となった場合には、事前に市町村長に報告して指示を受けなければなりません。
- (3) 知事又は市町村長から指示があった場合には、認定事業の遂行状況について報告しなければなりません。
- (4) 認定（補助）事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿を、交付決定を受けた日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければなりません。
- (5) 認定（補助）事業により取得し、又は効用の増加した設備等の財産で、1件当たりの取得価額（効用の増加した財産については、価額の増加額）が50万円以上のものについて、市町村長が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること）する必要があるときは、事前の承認を受けなければなりません。
- (6) 補助金の交付を受けた後5年間、市町村長の定めるところにより、認定（補助）対象となった工場等の常用雇用者の数及び認定（補助）事業により取得し、又は効用の増加した設備等の財産の状況について、市町村長に報告しなければなりません。

12 注意事項

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は、補助金の交付申請をすることができません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者（同法第2条第1項第2号に掲げる料理店、同項第4号及び同項第8号に掲げる営業を除く。）は、補助金の交付を受けることができません。

＜お問い合わせ先＞

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

電話：019-629-5561 F A X：019-629-5569

電子メール：AE0004@pref.iwate.jp